わたしは消費者

No.167 ^{令和4年6月15日発行}

わたしは消費者



◆東京都消費生活総合センター

トピック 成年年齢引下げ

- ◆成年年齢の引下げを踏まえて、今こそ法律の考え方を知っておこう ·······P.1~4
 - ・なぜ法律の考え方を知っておくことが必要なのか
 - ・契約の拘束力が認められるべきでない場合~「取消し・無効」の例
 - ・契約からの離脱が認められる場合~「法定解除」の例
- ・生徒に伝えたい法律の考え方について
- ・未成年者取消権と追認
- ・相談することの大切さ

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

- ◆新作消費者教育教材(Web 版/ DVD 版)の紹介
- 【新作】小学校高学年向け消費者教育 DVD東京☆ SDGs ☆学園☆ ▶買い物で世界の未来を変えよう! ◀…P.7
- ◆令和4年度

すぐに役立つ!! 教員のための消費者教育講座P.8



成年年齢の引下げを踏まえて、 今こそ法律の考え方を知っておこう

弁護士 武田香織

1 はじめに

令和4年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。この記事を読まれている方の中には、既に成人となった生徒を担当している公民科・家庭科の先生や、生徒が悪質商法のターゲットになる心配をお持ちの方もいらっしゃると思います。今こそ、学校で消費者教育を進めるために、法律の考え方のポイントを知っておきましょう。

2 なぜ法律の考え方を知っておくことが必要なのか

(1) 日常生活を理解する見方が得られます

生徒の日常生活には契約があふれています。契

約とは、法律的に守られる約束のことです。たと えば、お店で買い物すること、電車やバスに乗る こと、自動販売機でジュースを買うこと、全て契 約です。契約を理解することは自分の身の回りを より深く理解することです。

(2) 契約を結ぶ前に立ち止まって考えることで、 身を守ることができます

法律の考え方を知っておくことによって、事業 者側の説明をうのみにせず、「あれ、おかしくな い?」と立ち止まることができます。

また、困った事態に陥ったり、悪質商法の被害に遭ってしまった後でも、「何か良い策があるかも」「どこかに相談しよう」と発想する糧となります。 そして一歩踏み出せば、救済される可能性につな がります。

(3) 社会参画の力もつきます

法律的なものの見方をもって商品やサービスを 選択したり、悪質商法に加担しないよう注意した り、相談や情報提供をして政策に寄与することで、 より良い社会をつくることができます。

生徒に伝えたい法律の考え方について

(1)契約の成立

①契約はいつ成立する?

契約は、契約の「申込み」の意思表示と「承諾」 の意思表示が合致したときに成立します。

たとえば、生徒がお店で服を選び、店員さんに「こ れください」と伝え、店員さんが「はい」と答えたら、 その時点で契約は成立します。

②契約が成立すると、どうなる?

契約が成立すると、契約内容にしたがって当事 者双方に法律的な権利と義務が発生します。

たとえば、先ほどの例では、生徒は選んだ服を 受け取る権利を持ち、代金を支払う義務を負いま す。他方で、お店は、代金を受け取る権利を持ち、 服を渡す義務を負うことになります。

③契約の拘束力

このように、契約は当事者双方に法律的な権利 と義務を発生させるので、いったん成立すると拘 束され、一方的に内容を変更したり、解約したり できません。つまり、契約は守らなければなりま せん。これを「契約の拘束力」と言います。

たとえば、生徒が別の店でもっと安く同じよう な服を見つけたからと言っても、勝手にキャンセ ルすることはできません。他方で、お店は他のお 客がもっと高く買うと言っても、生徒に対しては 代金を上乗せして請求できません。

④契約は契約書がなくても成立する?

契約は口約束でも成立します。契約書は、契約 の成立や契約内容の証拠になるものです。

たとえば、部屋を借りるとき、賃貸借契約書と いう書類を作成することが多いですが、賃貸借契 約自体は契約書がなくても成立します。

ただ、どのような権利を持ち、義務を負うのか、 明確な証拠があるほうが良いので、きちんと内容 を確認して、契約書を作りましょう。

⑤民事訴訟と強制的な権利の実現

契約の拘束力は、社会における信頼関係をつく るためにも必要です。

もし、契約による義務が果たされない場合は、 権利を持つ者は、民事訴訟を起こして、強制的に 権利を実現してもらえます。

⑥わたしたち消費者と事業者との違い

一般的に見て、消費者と事業者とでは知識や経 験、交渉力に大きな差があります。事業者によっ ては、いったん契約を成立させてしまえば拘束力 があるため、消費者に対して大袈裟な広告や強引 な勧誘を用いてでも、契約をするという意思表示 をさせようとする危険があります。

ですから、どのような契約をするか、きちんと 検討して慎重に判断する必要があります。

でも、契約は常に守らなければならないのでしょ うか?次に考えてみましょう。

(2)「取消し・無効」と「法定解除」の意味する こと

①契約は常に守らなければならないか?

この問題は、「そもそも契約に拘束力が認められ るべきでない場合があるのでは?」という問題と 「拘束力のある契約からの離脱が認められる場合が あるのでは?」という問題に分けて考えることが できます。

まず、契約に拘束力が認められる根拠は、当事 者が契約について自分自身できちんと判断して意 思表示したことです。ですから、きちんと判断が できない状態で意思表示をした契約について、拘 束力は認められるべきではありません。

次に、いくらいったんきちんと判断して契約し ていたとしても、当事者の一方がその義務を果た さない場合にまで、他方がその義務を果たすべき とは考えられません。このような場合には、拘束 力のある契約からの離脱が認められるべきです。

②契約と民法との関係

実は契約については、『民法』という法律で、売 買契約や消費貸借契約などの典型的な13種類の 契約や当事者がハッキリ言葉にしなかった場合の 契約内容を補充するルールなどが定められていま す。

この『民法』などにおいて、契約の拘束力が認

められるべきではない場合の「取消し・無効」や 契約から離脱できる「法定解除」の手当がされて います。

③「取消し・無効」

「取消し」「無効」は、きちんとした判断ができない状態で意思表示がされた場合など、契約に拘束されるべきではない場合に意思表示の効力を最初からなくすものです。

「無効」は、最初から全く効力が発生せず原則として誰でも主張できます。

「取消し」は、いったん有効に成立した契約について、取消権者が取消しという意思表示をすることによって遡って無効になるというものです。取消権は、取消権者が「追認」できるときから5年で時効によって消滅しますので注意が必要です。

④ 「法定解除」(契約の解除)

きちんと判断して意思表示をした契約について、 当事者の一方がその義務を果たさない場合に相手 方が一方的にその契約関係を終了させられる制度 が民法で定めている「解除」です。

では、次に、「取消し・無効」や「法定解除」の 具体例を見ていきましょう。

4 契約の拘束力が認められるべきで ない場合~「取消し・無効」の例

①錯誤による取消し(民法)

勘違いによって自分が考えていたことと違う内容の意思表示をした場合です。たとえば、インターネット通信販売で、本1冊を購入しようとして11冊と入力してしまった場合。

②詐欺による取消し(民法)

嘘をつかれて、その嘘を真実と思い込んで契約 をした場合です。

③公序良俗違反による無効(民法)

公の秩序・一般的な道徳に反するとして無効になる場合です。たとえば、ヤミ金融の金利契約など。 ④誤認・困惑による取消し(消費者契約法)

消費者と事業者との契約に関し、不当な勧誘があった場合に、消費者と事業者の力の差に配慮して無数の数別が向けられています。ないます。ないまず、1/2 に変し

たのに帰してもらえなかった場合などです。

ででであった。 おうた場合に、 消費者と事業者の力の差に能慮して 複数の類型が定められています。 たとえば、「絶対 対儲かる」という断定的判断の提供があった場合 や、勧誘を受けている場から「もう帰りたい」と言っ 消費者契約法は民法に対する特別法であり、被害状況によって法改正がなされ、規制が追加されていきますので、トラブル解決には正確な最新情報が必要です。

⑤不当な条項の無効(消費者契約法)

消費者と事業者との契約に関し、不当な条項を 無効とするものです。たとえば、「入会金はいかな る事情があっても返金しません」という条項が含 まれている契約をしても、その条項は無効となる 可能性があります。

⑥クーリング・オフ (特定商取引法)

路上で「アンケート」と声をかけられたり、SNSで「お茶しよう」と誘われたり、無料セミナーを受けられるなど、本来の目的を隠した勧誘によって、事務所に行ったら突然有料の契約をさせられた場合や、脱毛や語学教室・マルチ商法などトラブルの多い特定のサービスについてクーリング・オフ制度が定められています。契約をした後でも法定の書面を受け取ってから一定期間はクーリング・オフの意思表示をして、契約の拘束力から逃れることができます。

特定商取引法も特別法であり、被害状況によって法改正がなされます。また、クーリング・オフ期間が過ぎたとしても他の取消方法を使えるケースも多いので、事業者に「もうクーリング・オフはできない」などと言われても、慌てずに消費生活センターに相談しましょう。

5 未成年者取消権 (契約の拘束力が認められるべきでない場合の「取消し」の例) と追認

(1) 未成年者取消権

①成年年齢が引き下げられた後でも、18歳未満の未成年者は、親など法定代理人の同意がなければ契約をすることができません。もし同意なく契約した場合は、後から取り消し、契約の拘束力から逃れることができます。これが民法で定めている「未成年者取消権」です。

未成年者は契約に対する経験も知識も判断能力 も未熟で、きちんと判断して意思表示をすること ができないため、一律に保護されているのです。

②ただし、小遣いの範囲で買い物したり、たと えば定期代などと使途を定めて親が渡したお金で 定期を買ったりするなどは、同意なく行うことが でき、取り消すことはできません。

また、未成年者が自分は成人しているなどと嘘 をついて信じさせて契約した場合も、取り消すこ とはできません。

この点、自分の年齢を申告する際に間違いなく 行うべきなのは当然ですが、事業者に言われて「成 人」などの欄にチェックさせられただけでは取消 しできる場合もありますので、事業者に言いくる められないようにしてください。

(2)追認

①取り消すことができる契約でも、追認すると 取消しができなくなります。

追認には、きちんと判断して意思表示をする方 法もありますが、義務を履行したり権利の請求を した場合、追認に該当すると民法で定められてい るところに、注意が必要です。

②18歳未満の未成年者の契約について言うと、 未成年者自身が成人した後で追認したり、法定代理 人が追認したりした場合に取り消せなくなります。

たとえば、17歳の時に契約をして取消しを申 し出ていない契約について、18歳になってから 契約金の一部でも払うと取り消せなくなる怖さが あります。微妙なケースで請求されても、即断・ 独断せず、消費生活センターに相談してください。

契約からの離脱が認められる場合~ 「法定解除」の例

契約による義務を果たせないことを「債務不履 行」と言い、次の3つの類型が考えられます。

●履行遅滞

契約の期日までに契約内容が実際に行われな かった場合のこと。たとえば、タレントのライブ チケットを公式サイトで購入したが、当日までに チケットが届かない場合。

●不完全履行

契約内容は実行されたが、不完全な内容である 場合のこと。たとえば、公式サイトでチケットを 4枚購入したが、事業者側のミスで3枚しか届か なかった場合。

●履行不能

契約内容が実行される可能性が無い場合のこと。 たとえば、ライブチケットを購入したタレントグ ループが当日までに解散してしまった場合。

これらの場合、解除の意思表示をして一方的に

契約から離脱することができます。事例内容によっ ても異なりますので、消費生活センターに相談し ましょう。

7 相談することの大切さ

(1) 人は誰でも、不意をうたれたり不安を感じた りすると、冷静に判断できません

これは生き物である人間として当たり前のこと です。なにかおかしい、こんなはずじゃない、と 思うのは、恥ずかしいことではなく、抱え込まな いためのサインです。

(2) 一人で考えることには限界があり、専門家の 力を借りることが適切です

「三人寄れば文殊の知恵」と昔から言われていま す。平凡な人でも3人が協力すれば良い知恵が出 るという意味です。ましてや、法律的な事項や悪 質商法については、正確な知識や最新情報をふま えた対処が大切です。

(3) 相談自体が、社会貢献になります

消費生活センターに寄せられた相談は、個人情 報に配慮されたうえで、行政による注意喚起や新 法制定・法改正に活用されます。

おわりに

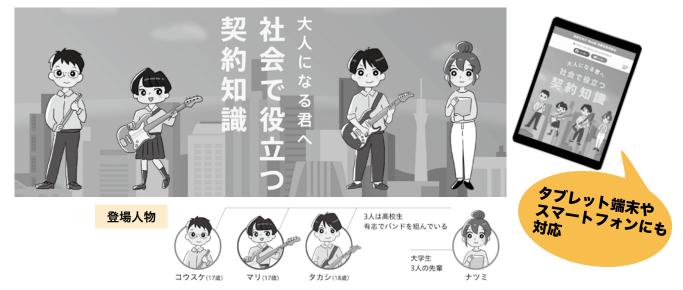
もし、生徒から具体的なケースについて質問さ れたら、まず、声をあげたこと自体を褒めてあげ てください。そして、契約は原則として拘束力が あるが救済策も設けられていること、経緯や対応 にもよるので一概には言えず、インターネット上 の情報は玉石混交なので信頼できる機関に相談し よう、と説明して、消費生活センターにつないで あげてください。

東京都消費生活総合センターでは新たにWeb 版消費者教育読本「大人になる君へ 社会で役立 つ契約知識」を作成しています。ポップアップ式 の漫画を読みながらクイズに答えたり、公民科・ 家庭科の授業それぞれに対応するワークシートな どを使ったりして、以上の内容を学んでいただけ ます。ぜひご活用ください。

東京都消費生活総合センターからのお知らせ 新作消費者教育教材(Web版/DVD版)の紹介

高校生向けWeb版消費者教育読本 大人になる君へ 社会で役立つ契約知識 (「成年年齢引下げ、対応教材) (「成年年齢引下げ」対応教材)





令和4年4月「成年年齢引下げ」を踏まえて、契約に不慣れな若者層が、今後さまざまな契約に直面し た時に判断基準となる法律の考え方を学習することで、事業者からの説明を鵜呑みにせず批判的思考をもっ て判断することの大切さを学びます。

■概要と特徴

概要

- ・全3章のうち、第1章、第2章ではそれぞれの事例をもとに、ナツミを指南役として3人の高校生が、 なぜ契約には法的拘束力が生じるのか、契約の取消しや無効、法定解除について考えることで、法律の 考え方を学習していきます。
- ・第3章では、若者に多い契約トラブル事例を学び、今まで学習した法律の基礎知識をもとに、トラブル にあったきっかけや原因を考えます。そしてどのようにトラブルを回避できるのか、また被害にあった 場合の対処方法を学習します。

特(徴)

- ・高校生に身近な事例を、漫画で分かりやすく、スピーディーに展開。
- ・クイズやワーク形式により、生徒が画面に答えを入力することで解説を読むことができるという生徒参 加型の仕組み。
- ・公民科や家庭科の授業で使用できる授業展開例やワークシート付き。
- ・自学自習に活用できる分かりやすい解説書付き。





■各章の構成紹介

【第1章】契約ってなに?



第1部 オリジナルパーカーを作りに行こう!

- ・なぜ希望通りに解約できないの?
- ・クイズ この契約はいつ成立したでしょうか?

第2部 契約するときは、ここに注意

- Q1:オリジナルパーカーを作るために、どういう視点でお店を探し ていましたか?
- Q2:3人は、お店で何を聞いていますか?
- Q3: 注文書の控えをもらっていましたか?
- Q4:3人は、なぜ一方的にキャンセルができず、仕方なくオリジナ ルパーカーを依頼したのでしょうか?
- ・まとめ

ポイント

- ▶ 3 人の高校生が文化祭に向けてオリジナルパーカーを作るという事例をもとに、<mark>契約には、</mark> なぜ法的拘束力が生じるのかを、先輩のナツミが指南役となって、みんなで考えていきます。
 - 契約を結ぶまでの行動を「漫画」で展開
- 契約成立について「クイズ」で展開
- ▶第 1 部で描いている行動をもとに、第 2 部では契約するときの注意点を生徒自身が漫画を振り 返りながらまとめていく参加型の仕組みになっています。
 - 上記目次の Q1 ~ Q4 について解答を入力すると、チェックポイントやアドバイスが見られる 仕組み

「第2章」契約は守るもの! だけど

■目次

第1部 契約はやめられるの?



- ・もっと知りたい 2- ① 未成年者取消権が使えない場合
- ・もっと知りたい 2-② チャレンジクイズ!!

契約の取消し・無効になる場合

第2部 相手が契約を守ってくれなかったら…

・もっと知りたい 法定解除

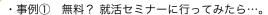
2

契約は

守るもの! だけど

- ▶第 1 部では、未成年者取消権の事例をもとに、契約には法的拘束力があるが、民法ではなぜ未 成年者取消権を規定しているのかについて、ナツミを中心にみんなで考えながら法律の考え方 を学習していきます。ほかにも契約にしばられるべきではない場合(取消し・無効)を学習し ます。
 - 未成年者取消権についてのストーリーを漫画や会話形式で展開
- ▶一方、第2部では、法的拘束力のある契約であっても、解除ができる場合(法定解除)がある ことについて学習します。
 - イラスト入りクイズにチャレンジ
- ▶ 意欲のある生徒向けに設定した「もっと知りたいページ」や一人でも学習しやすい解説書を読 んで理解を深めることができます。インターネットでの調べ学習用に課題も提示しています。

[第3章] 若者に多い契約トラブル事例



- ・事例② 脱毛エステに行って…。
- ・事例③ 友人から投資話に誘われて…。
- ・事例④ モデルオーディションに合格したら…。
- ・チャレンジクイズ
- ・もっと知りたい
- 全体のまとめ



* 3 *

若者に多い

事例

- ▶若者に多い契約トラブル事例から、第1章、第2章で学習した法律の考え方をもとにトラブル になったきっかけや原因を考え、若者の被害防止につなげます。
- ▶相談することが、自分のトラブルを解決するだけではなく、法改正につながるなどといった 消費者市民の役割を担っていることも学習します。

東京都消費生活総合センターからのお知らせ 新作消費者教育教材(Web版/DVD版)の紹介

新作 (本編28分、番外編28分)

東京☆ SDGs ☆学園☆ ▶買い物で世界の未来を変えよう!◀



「東京くらし WEB」で教材紹介中 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyoiku_video/



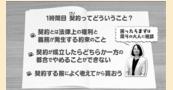
小学校高学年で、「売買契約の基礎知識」を学習できる教材です。働く人へのインタビューなどを通じて「商品の一生(製造から廃棄まで)のさまざまな背景」を具体的に紹介し、「望ましい消費行動」について考えます。

※番外編として、以下の内容を収録しています。 インタビュー/弁護士、ショウワノート株式会社、 王子ホールディングス株式会社、インストラクターによるダンス見本

● コンテンツ ●

時間目

契約ってどういうこと?(約6分)



「お店で買ったノートは返品できる?」 日常の買い物の経験 をもとに、弁護士が 契約のルールについ て解説します。

2時間目

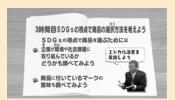
ノートの値段のヒミツを 調べよう (約8分)



「ノートの値段が違うのはなぜ?」子供レポーターがノート製造会社を取材したVTRを見て、ノートの値段のヒミツを探ります。

3時間目

SDGs の視点で商品の選択方法を考えよう(約10分)



「SDGsってどういうこと?」子供レポーターが SDGs に取り組む製紙会社を取材したVTR を見て、商品の選択方法を考えます。

エンディング

歌って踊ろう! (約3分)



「契約」「SDGs」「エシカル消費」をキーワードに、学習した内容を歌って踊ってまとめます。

- 監修: 東村山市立回田小学校 校長 福留 潮、弁護士 白石 裕美子
- 協力:東京都教育庁指導部義務教育指導課 指導主事 岩森 一弥、東村山市立回田小学校 指導教諭(社会科) 三芳 江里奈

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和4年度 すぐに役立つ!! 教員のための消費者教育講座

【後援】

東京都教育委員会

東京私立初等学校協会

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

公益財団法人東京都私学財団

■日 程: 令和4年7月25日(月)~8月9日(火)の期間内で実施 ■ 会場: 東京都消費生活総合センター、東京都多摩消費生活センター ■講座数:全16講座 一般講座10講座(オンライン受講もあり)

実験講座 3講座(2会場で同講座を実施)

■ 対 象 : 教育現場で消費者教育を実践いただける方ならどなたでも!

(都内小学校・中学校・高等学校、特別支援学校の先生、栄養士、部活動の指導にあたる先生など)

令和4年度の教員講座は、オンラインでも提供。ご自宅でも受講できます!

~ GIGA スクール構想 あたらしい受講のカタチ ~



オンライン配信 220 名 (Teams による受講)



飯田橋会場 50名



立川会場 30名 (実験講座以外では サテライト会場)

※受講形態にかかわらず、資料は全受講者にメールで送付します。 ※当センター会場では Wi-Fi の利用が可能です。 ※会場受講の場合でもペーパーレスの観点から、ご自身のパソコンや通信機器で資料を見ていただきます。

●東京都教職員研修センターの1年次(初任者)研修「課題別研修」の認定について

認定には会場での受講が必要です。オンライン受講では認定になりませんのでご注意ください。 ただし、緊急事態宣言発令など会場での開催が不可能となった場合はこの限りではありません。 詳しくは、教職員研修センターへ直接お問い合わせください。

●研修の周知について

当センターの教員講座は、学校教育における消費者教育のための研修として、教育庁指導部より 受講の周知をしていただいております。なお、都立学校では、飯田橋・立川会場で受講する場合 において「研修出張」となります。

●受講証明書の発行について

受講後、ご希望がある方には、講座受講証明書を東京都消費生活総合センターより発行いたします。

申込開始 6月15日(水)~

お申し込み 電子申請(詳しくは HP の募集要項をご覧ください) 東京くらしWEB 募集中の講座



お問い合わせ先 東京都消費生活総合センター活動推進課学習推進担当 TEL 03-3235-1157

